

所得税・町道民税の申告は期間内に忘れずに!

申告期間：2月17日(月)～3月17日(月)

期日が迫ると申告会場は大変混雑しますので、早めの申告をお願いします。

確定申告が必要な方

- 個人事業を営んでいる方
- 給与所得者で年末調整が済んでいない方
- 2か所以上から給与を受けている方
- 会社からの給与以外に所得がある方（年金、不動産等）
- 事業所得や不動産所得などがある方
- 住宅控除や医療費控除を受けたい方…など

平成25年中の収入、所得がない方も申告が必要です（扶養に入られている方は除きます）

申告がなければ所得証明書等が発行されず、公営住宅、各種福祉サービス、児童扶養手当、授業料の免除等の証明や判定ができません。

また、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の軽減措置が受けられないことになります。

申告に必要なもの

- ◆ 印鑑、還付金が発生する場合は口座番号のわかるもの
 - ◆ 給与・年金収入の方は『源泉徴収票』原本（コピー不可）
 - ◆ 個人事業主の方は収入と経費を証明するもの
 - ◆ 国民年金・国保税等は『控除証明書』又は『領収書』
 - ◆ 生命保険料・地震保険料等は『控除証明書』
- ※税務署から送付された確定申告書がある場合は必ずご持参ください。



申告の際のお願い ～混雑のないように、以下のご協力をお願いします～

- ◆ 申告書はご自分で作成のうえ、提出してください。（郵送も可）
 - * 申告期間中に限り会場で申告書作成のご相談を受付けます。
 - * 会場では便利なインターネットによる電子申告もできます。（住基カード必要）
- ◆ 医療費控除を申告する方
 - * 平成25年中に支払った領収書を受診者ごと、かつ病院・薬局ごとにそれぞれまとめて集計してお持ちください。（病院と調剤薬局は別々です）
 - 整理、集計をしていない場合は会場で行っていただきます。**
 - * 生命保険給付金、高額医療費、各種給付金等、医療費の補てんを受けた場合はその金額が分かるものをお持ちください。
- ◆ 役場での申告相談は
 - 給与所得、年金所得、簡易な事業所得（営業等）、不動産所得になります。
 - 営業、事業をされている方は、税務署・税理士へご相談ください。
 - * 申告内容によっては役場で判断が難しくご相談をお受けできないものもありますので、あらかじめご了承ください。（簡易な事業・不動産所得でも収支計算ができていない方は、税務署・税理士へご相談ください。）
 - なお、相続税・贈与税等については役場では申告できません。

平成26年度からの町・道民税均等割額改正

東日本大震災からの復興や防災の施策に要する費用の財源を確保するための臨時措置として、平成26年度から平成35年度までの間、町・道民税均等割額に復興特別税としてそれぞれ500円が加算されます。(合計1,000円加算)

申告相談日程・会場

◆期間 2月17日(月)～3月17日(月) 土・日を除く

◆時間 午前9時00分～午後5時00分(最終日のみ各支所は午後3時まで)

会 場	相 談 対 象
根室税務署 根室市弥生町1丁目18番地	営業・事業・譲渡・相続・贈与 山林所得者申告者等 すべての申告 *消費税申告者
役場1階 103会議室 西春別支所 尾岱沼支所	一般確定申告 (給与所得者、年金所得者、還付申告者及び住民税申告者)

問合せ先

根室税務署 (TEL 0153-23-3261)、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp/>】

税務課課税担当(内線1111・1112)、西春別支所(TEL 77-2131)、尾岱沼支所(TEL 86-2166)

年度末に向けた徴収対策の強化について

本町では、法令等にとっとり自主納付による納期内納税を原則としています。

催告に応じない人、連絡のない人、誓約を守らない人などについては、税負担の公平性を欠くことから、債権(預貯金・給与・生命保険など)の調査や差押えを行っています。これらの取り組みは年度末に向けてさらに強化していますので、ご承知願います。

平成25年度
債権の調査・差押件数
(平成25年12月現在)

■債権の調査 1,097件

■債権の差押 137件



差押えの例①
オフィスチェア



差押えの例②
車両

納税相談を
受付けて
います

納期限を過ぎた町税について、納付を忘れている方や、何らかの事情により納期内納税ができなかった方はいませんか?一括で納付できない場合や、納付のための外出が困難な場合(身体が不自由である・病気や怪我で入院している等)は、税務課までご相談ください。

問合せ/収納対策担当(内線1115・1116)

平成25年の火災概要について

平成25年中に町内で発生した火災件数は12件であり、火災種別で見ると建物火災が7件、車両火災が3件、その他火災が2件となっています。

建物火災では、住宅が2件、ボイラー室が1件、倉庫が1件、牛舎等が3件。車両火災では、農業機械等（ローラー等）が2件、自動車が1件で、毎年、農業機械等からの出火割合が非常に高くなっています。その他火災は敷地内の枯れ草を焼いたものです。

主な出火原因は、建物では「牛舎内に設置した投光器を子牛の暖房目的として使用し、何らかの原因で落下し敷きわらに着火」、「調理中のガスこんろの消し忘れ」、「水道の凍結をガストーチで解凍中に、建物外壁内部の断熱材に着火」等、車両では「ベアリングなどの部品破損」等、その他火災では「ゴミ焼き」等があげられますが、

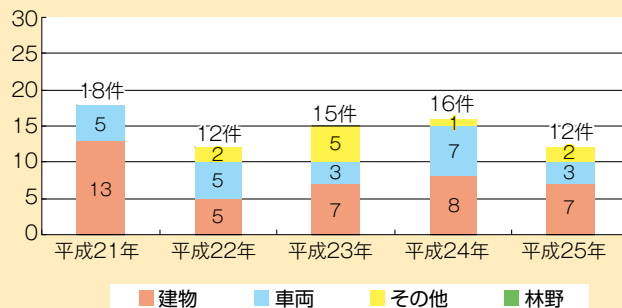
全体的に見て火災発生を防ぐことができたケースが多く見受けられます。

また、火災による死者、負傷者はいませんが、罹災世帯が2世帯5名となっており、損害額は27,046千円（概算）と昨年と比較し2,482千円減少しましたが、多くの財産が失われる結果となりました。

近年、全国的に住宅火災による死傷者が増加傾向にあります。全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されていますが、町内の設置率は約7割で、全道、全国に比べて低い状況にあります。住宅用火災警報器の早期設置と、上記の出火原因等を踏まえ、今後とも火災予防にご協力いただきますようお願いいたします。

また、住宅用火災警報器は、定期的に作動確認を行ってください。音が鳴らない場合は取扱説明書をご覧ください。電池状況などをご確認ください。

過去5年間の火災発生状況



平成26年
火災速報

新年を迎え1月4日に住宅の一部を、10日に牛舎の一部及び処理室を焼く建物火災が連続発生しました。今後、ますます寒さが厳しくなりますので、暖房器具など火気の取扱いに十分注意してください。（※前回発生した火災からの無火災期間は「60日」）

問合せ／ 別海消防署 予防課 75-2200

2分団詰所 管理人募集について

別海消防団では第2分団（本別海）消防団詰所の管理人を募集します。管理人は消防団詰所用務を恒常的に実施可能な方を優先させていただきます。入居費用等及び詰所管理委託契約業務内容は次のとおりです。

消防団詰所管理委託契約料

1カ月 50,000円
（契約料から家賃、光熱水費を差し引いて支給します。）

詰所兼車庫所在地等

- 所在地 別海町本別海2番地の175
- 建設年 昭和57年（築31年）
- 家賃（1カ月） 5,490円
- 光熱水費 自己負担

別海消防団では消防団詰所兼車庫の 管理人を募集しています

消防団詰所管理委託業務内容

- 火気の点検
事務所、詰所、車庫等のストーブ等火気の点検
 - 建物周辺の清掃
適宜清掃し環境保持に努める。
 - 車庫前の除雪
降雪時、詰所及び車庫前を除雪する。なお、降雪量によっては消防団員が参集し除雪または業者による除雪を実施します。
 - 事務所等（事務所・詰所・便所）の清掃
適宜清掃し環境保持に努める。
 - 冬期間の車庫温度管理
冬期間、消防車輛の積載水凍結防止のため、車庫内のストーブを調整する。
- ※詳細については別海消防署管理課消防団係へお問い合わせください。

問合せ／別海消防署 管理課 TEL 75-0230